

# 国民健康保険税の税率が変わりました

国民健康保険税（以下、国保税）は、加入者の皆さんが病気やけがをしたとき病院での医療費や保険の給付に充てられます。国保税は、国民健康保険（以下、国保）制度を支える大きな財源です。本年度の国保税率が決定しましたので、お知らせします。

## 国保税率が変わりました

平成30年度から、県内各市町村の医療費の支払いに必要な財源を県が交付する代わりに、市町村が国保の運営に必要な納付金を支払う新制度になりました。本年度県から示された納付金額は、前年と比べて増加しており、増加分も含めた納付金額を補うために国保税率の改正を行いました。

被保険者の皆さんの負担増加を考慮し、国保基金を投入し一人当たりの平均税額が昨年と同程度になるよう抑えましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 国保税の納税義務者は世帯主です

国保は、扶養の概念がなく、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合で

も、納税義務者は世帯主（※擬制世帯主）となります。国保に関連する通知なども世帯主あてに発送されます。※国保被保険者の属する世帯で、世帯主が国保未加入の場合があります。このような世帯を「擬制世帯」といい、世帯主を「擬制世帯主」といいます。

## 所得の申告を忘れずに！

前年の所得をもとに国保税の算定や軽減措置、高額療養費の世帯負担額の判定を行います。一人でも未申告者がいると上位所得者とみなされ適用を受けられません。所得税・住民税申告がお済みでない国保加入者や擬制世帯主の人は、申告をお願いします。

▼問い合わせ先  
町民生活課 国保年金係  
☎(62)2114

## 未就学児の均等割額の5割が減免になります

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、国保世帯の未就学児に係る均等割額の5割が軽減されることになりました。軽減世帯は所得による軽減後の均等割額から5割減額になります。

## 国保税の特別徴収（年金手引き）について

65歳から74歳までの人で、以下の条件1～3の全てに当てはまる場合、世帯主の年金から国保税が天引きされます。

### 【特別徴収になる条件】

- 1 世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満（※世帯主が国保加入者でない場合は対象外）
- 2 介護保険料と国保税の合計が年金額の2分の1未満の場合
- 3 年金が年額18万円以上の場合

特別徴収に該当になった人でも年金からの天引きを希望しない場合は、支払い方法を口座振替に変更できます。ただし、国保税の納付状況によっては口座振替への変更が認められない場合があります。

※変更できる納付方法は【口座振替】のみです。納付書払いへの変更はできません。

## 交通事故など第三者から傷病を受けたときは

交通事故をはじめ、傷害、飲食店での食中毒など第三者の行為によって傷病を受けた場合、医療費は本来加害者が支払うものですが、届け出により国保で治療が可能です。一時的に国保が立て替えて、あとから国保が加害者に費用の請求を行います。国保で治療を受けるときには、必ず国保年金係へ届け出てください。

なお、仕事中のけがは、労働災害保険（労災）の対象になるので、国保で治療を受けることはできません。

## 国保や健康保険の加入・脱退手続きはお早めに！

退職などで今まで加入していた健康保険の資格を喪失したり、新たに就職先で健康保険に加入した際は、国保の加入・脱退の手続きが必要です。自動的に変更にはなりませんので、異動があったその日から14日以内に国保年金係へ届け出てください。

### 国保に加入するとき

- 職場の健康保険をやめた
- 子どもが生まれた
- 生活保護を受けなくなった

### 【加入の手続きが遅れると・・・】

国保に加入した月までさかのぼって保険料を納めてもらうことになります。

### 【手続きに必要なもの】

国保に加入するとき

- 健康保険資格喪失証明書、退職証明書
- マイナンバーがわかるもの

※令和4年度から国保や健康保険の加入・脱退手続きなどで押印が不要になりました。ただし、保険証再交付の受領時は押印が必要です。

### 国保を脱退するとき

- 職場の健康保険に加入した
- 国保加入者が死亡した
- 生活保護を受け始めた

### 【脱退の手続きが遅れると・・・】

国保に加入し続けている状態になり、職場の健康保険と国保の保険料を二重に支払ってしまう場合があります。

### 【手続きに必要なもの】

国保を脱退するとき

- 社会保険証（社会保険に加入した全員分）
- 国保の保険証
- マイナンバーがわかるもの

## 令和4年度国民健康保険税率表

※（ ）内は令和3年度の税率

	課税方法	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
①所得割額	国保加入者の令和3年中の基準総所得金額に対し、右の割合を乗じた金額	8.12% (6.53%)	2.89% (2.38%)	2.99% (3.20%)
②均等割額	国保加入者1人ごとに課税される金額	25,500円 (24,100円)	9,000円 (8,600円)	11,300円 (14,700円)
③平等割額	1世帯ごとに課税される金額	18,600円 (16,900円)	6,600円 (6,000円)	5,700円 (7,300円)

※「基準総所得金額」とは、令和3年中の総所得金額の合計額から43万円（基礎控除）を控除した金額をいいます。

※国保税額の算定方法・・・世帯内の国保加入者の所得割額、均等割額、平等割額（世帯）の合計が世帯での国保税額になります。また、加入者の年齢によって課税される区分が変わります。

40歳未満	医療保険分＋後期高齢者支援分
40歳以上65歳未満	医療保険分＋後期高齢者支援分＋介護保険分
65歳以上75歳未満	医療保険分＋後期高齢者支援分＋介護保険料（※）

※65歳以上の人の場合、介護保険料は国保税には含まず別に納めます。納付は原則として年金から天引きとなります。